平成27年度第2回門真市障害者地域協議会一会議録

開催日時:平成28年2月23日(火)午後2時~4時

開催場所:門真市保健福祉センター4階会議室2・3

■会議次第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 門真市障害者地域協議会部会の再編成及び当事者の参画について
 - (2) 障害者差別解消法の本市の取組について
 - (3) 障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備について
 - (4) 障がい者手帳(身体・精神)交付事務の府からの権限移譲について
- 3 その他
- 4 閉会

■配布資料

<事前配布>

協議会次第

委員名簿

座席表

門真市情報公開条例(抜粋)

審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)

門真市附属機関に関する条例(抜粋)

門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)

- 資料1-1 門真市障害者地域協議会のネットワーク再編成図(案)
- 資料1-2 門真市障害者地域協議会ネットワーク会議の再編成について
- 資料 2-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要 障害者差別解消法リーフレット
- 資料2-2 門真市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)
- 資料3 障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備について
- 資料4 障がい者手帳(身体・精神)交付事務の府からの権限移譲について

■出席者

委 員: 小寺委員、香西委員、阪口委員、藤江委員、福田委員、岡村委員、脊戸委員、

野志委員、中井委員、東野委員、松田委員、宮口委員

事務局: 保健福祉部障がい福祉課 北倉課長、橋課長補佐、池尻課長補佐、奥谷主任

保坂主任

傍聴者: 4名

■会議内容

事務局: 定刻となりましたので、ただ今から、平成27年度第2回門真市障害者地域協議会 を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。

私は、本日の司会を担当させていただきます障がい福祉課の保坂と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

失礼ですが、座って司会進行させていただきます。

会議の公開につきましては、本協議会において、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、原則公開の承認をいただいておりますので、公開といたします。なお、本協議会での会議録につきましては、門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分配慮した上、全文筆記で作成いたします。

また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

また、本協議会での会議録につきましては、審議会等の会議の公開に関する指針第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

事務局: ここで委員の出席状況について事務局より報告させていただきます。

事務局: 本日の出席委員は、15名中12名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上 が出席していただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申 し上げます。

事務局: 次に、本日の会議資料等についてご確認をお願いします。

本日配布して頂いております資料は、

門真市第4期障がい福祉計画冊子・門真市第3次障がい者計画冊子

なお、各計画の冊子につきましては、すでにお渡ししているものですので会議中の参考資料としてご使用になり、お持ち帰りにならないようにお願いいたします。

次に、事前に郵送しております資料は、

協議会次第

委員名簿

座席表

門真市情報公開条例(抜粋)

審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)

門真市附属機関に関する条例(抜粋)

門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)

資料1-1 門真市障害者地域協議会のネットワーク再編成図 (案)

資料1-2 門真市障害者地域協議会ネットワーク会議の再編成について

資料 2-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要 障害者差別解消法リーフレット

資料2-2 門真市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応

要領 (案)

資料3 障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備について 資料4 障がい者手帳(身体・精神)交付事務の府からの権限移譲について でございます。不足等ありましたら、挙手にてお知らせください。

事務局: 特に無いようでしたら、この後の審議につきましては、会長に議事進行をお願いいたします。

会 長: それでは、議事に入ります。

議題1、「門真市障害者地域協議会部会の再編成及び当事者の参画について」 事務局の説明をお願いします。

事務局: 池尻でございます。

それでは、私より、議題1、門真市障害者地域協議会部会の再編成及び当事者の参画につきまして、ご説明させていただきます。

資料は、1-1及び1-2になります。

7月の第1回協議会では、部会の構成・会議目的・会議参画機関・活動内容及び今後の課題について報告させていただき、第4期障がい福祉計画に基づき、今後、当事者の参加を含めた部会の再編成を検討するにあたり、委員のご意見をおうかがいしたところでございます。

委員からのご意見では、部会が多い、部会の整理が必要、課題の解決に向けた 検討ができる部会の構成が必要、とのご意見をいただき、事務局で部会の再編成 (案)を作成することとなっておりました。

まだ再編成の途中ではありますが、現在までに検討しましたことをご報告いたします。

資料1-1をご覧ください。

門真市障害者地域協議会のネットワーク編成図といたしまして、左側が現在の もの、右側が再編成図(案)となっております。

図の上部にあります枠中の、協議会の役割については変更しておりません。

図の協議会の下にあります部会の編成図ですが、これまでは各部会からの代表者で構成しているサブ協議会を入れて10の部会がありました。

その内の2つの部会である福祉専門部会・民間専門部会の会議自体は継続となりますが、部会の位置づけからは外すことといたしました。

また守口支援学校が実施されている支援教育推進のためのネットワーク会議である教育専門部会は障がい児支援に関することとしまして、児童専門部会に統合しました。

相談専門部会は内容変更としまして、基幹相談支援事業所・2箇所の委託相談と障がいのある方のサービス等利用計画の作成を兼ねた相談支援事業所・障がいのある方のサービス等利用計画作成を実施する6箇所の計画相談支援事業所で構成している会議を新たに相談専門部会に位置付けることとしました。これまでサブ協議会の運営や各部会の集約などを行ってきた相談支援専門会議はサブ協議会事務局会議として新たに位置づけることといたしまして、再編成図(案)では7つの部会構成となっております。

続きまして、資料1-2の1ページ目をご覧ください。

各部会の役割についてでございますが、まず「相談専門部会」としましては、 新たに位置づけた会議の参画機関として、基幹相談支援センター、2箇所の委託 相談と障がいのある方のサービス等利用計画の作成を兼ねた相談支援事業所、障がいのある方のサービス等利用計画作成を実施する計画相談支援事業所となっていることから、現在は、相談支援体制の連携強化やサービス等利用計画の作成を推進するための検討や調整等を行っているところでございますが、今後はサービス利用者・相談者からのニーズや、地域で生活される中で起こってくる問題などの地域課題、当事者団体からの意見を踏まえた問題の集約などの方法について、継続して検討をし、地域の課題解決に向けた検討が進むよう取組む予定となっております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

「地域移行専門部会」としましては、障がいのある方の入所施設あるいは入院している病院等からの退所・退院や、障がいのある方が、身近な地域で生活し続けるための支援についての検討を目的としており、部会に含む2つの会議の位置づけを変更しております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

「児童専門部会」としましては、障がい児に対する途切れのない支援方法や障がいのあるお子さんに起こる問題の解決に向けた検討、また関係機関のネットワーク作りについて取り組みます。

部会に位置付けている2つの会議のうち、守口・門真支援教育推進連携会議は、 教育専門部会から統合しました。

続きまして、5ページ目をご覧ください。

一番下の「精神保健専門部会」としましては、特に変更はなく、これまでと同様に、精神障がいのある当事者や医療機関・事業所などの支援者が参画し、当事者が社会復帰するために必要な支援や課題、自立に向けた支援等についての検討が進むよう取り組んでまいります。

最後に、6ページ目をご覧ください。

「就労専門部会」としましても、特に変更はなく、障がいのある方の就労について広く市民や事業所に理解してもらえるよう、イベントなどを通じて理解促進を図り、障がいのある方に働く意識を高めてもらえるよう取り組んでまいります。また、就労体験が出来る庁舎実習の機会の提供が継続できるよう参画機関が協力し、庁舎実習や就労支援に関する課題についても検討をします。

次に、「障がい専門部会」につきましても、特に変更はなく、市内の障がい者 通所事業所が参画し、より良い福祉サービスを提供するための勉強会や研修を実 施するほか、関係機関とのネットワークの構築や事業所のスキルアップにつなが る取組について検討します。

これらの部会からの問題提起や課題については、新たにサブ協議会事務局会議として位置づけた会議やサブ協議会において集約し、問題点等の整理をしたのち、サブ協議会や各部会に対して再度検討課題として投げかけるなど、問題や課題の検討が進んでいくよう、今後も継続して取り組むほか、部会の内容及び編成につきましても必要時検討してまいります。

また、「(仮称)障がい者差別解消専門部会」を編成図(案)に入れておりますが、現在のところ、障害者差別解消法につきましては、人事課・人権女性政策課・障がい福祉課の庁内3課で構成する会議により、検討を進めておりますが、28年度中には「(仮称)障がい者差別解消専門部会」を立ち上げられるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、門真市障害者地域協議会部会への当事者の参画につきましては、1月に 本市の障がい者団体7団体に対しまして、部会への参画の意向をアンケート方式 で調査しました。

その結果、7団体中5団体が参画の意向があると回答され、参加意向の5団体のうち、すでに門真クラブは精神保健専門部会に参画されておりますので、門真クラブを除く4団体につきましては、今後、部会への参画の方法及び内容につきまして再度、詳細に意向等を確認し、調整を行う予定にしております。

サブ協議会事務局会議におきましては、当事者の参画についての調整を検討する部会といたしまして、①障がいのある方の問題・課題等を集約する相談専門部会、②住み慣れた地域で安心して生活をし続けられるための検討をする地域定着の支援を含めた地域移行専門部会、を検討しておりましたが、検討期間が短いため、現在のところ、会議の持ち方、頻度、内容等につきまして、当事者の参画までには、まだ今後も調整が必要な状況となっております。

その他、(仮称)障がい者差別解消専門部会につきましても、部会参画機関の検討と同時に、当事者の参画についても継続して検討してまいります。

門真市障がい者地域協議会部会の再編成及び当事者の参画についての説明は、以上でございます。

会 長: はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局からのご説明をいただきました「門真市障害者地域協議会の 再編成及び当事者の参画について」のご説明でしたが、この件に関しまして、委 員の皆さま何かご意見、ご質問等ございませんか。

E 委員: ちょっと確認をさせていただきたいのですが。

会 長: どうぞ。

E 委員: 相談専門部会はなくなって、事務局の中に統合されるということでしょうか。

事務局: これまでやっておりました障がい福祉課・委託相談支援事業所2箇所、基幹相談支援センターと社会福祉協議会で構成しておりました相談支援部会がありまして、その会議をサブ協議会の事務局会議として変更いたします。

そこに新たに計画相談支援事業所ですとか、委託相談支援事業所2箇所、基幹相談支援センターと障がい福祉課で構成します相談支援連絡会を相談支援専門部会に位置付けるという形で、入れ替えを、入れ替えという形が分かりやすいかと思いますけれども、新設として相談専門部会を新しく作らせていただくということでございます。

会 長: ありがとうございました。 他に何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

L 委員: 表の見方が私が分かりにくいのでお聞きしたいのですけれども、部会の再編成をされているところで、変更後での会議の回数で分けているところがありますけれども、たとえば児童専門部会だったら、変更後のところも今までの会議の回数がそのまま6、2、とか、3ページのところなんですけれども、統合なら一緒にやるのかなと思ったんですが、別々にこの会議を今までどおり集められたところが同じようにやっていて、会議テーマも同じように全く同じような会議テーマを今後の課題としても書かれていて、進捗がない表かなと見てしまったんですけれども、これが変

更前・変更後が分かりにくいんですが、名前を変えただけですか。

事務局: 児童専門部会ですか?

L 委員: 例えばね、回数とか表がよく似た回数で。

事務局: 変更しましたものが、回数までも変更になるかというと回数までは変更するか どうかということは各部会さんの運営になりますので、そこまでのお話は特に挙 がっておりません。

ただ、児童専門部会につきましては、教育専門部会と児童専門部会を統合した 形でそれぞれの会議はそれぞれの目的がネットワークですとか、問題の検討する 内容が違っておりますので、これはこれで重要なものとして置いております。

ただ、部会を後で立ち上げてきたような地域移行専門部会につきましては、今は年3回でやっておりますが、現在のところ入所とか退院の方の支援ということで検討はしておりますが、今後もっと対象が拡大して、触法ですね、犯罪を犯した方が地域に帰られる時に検討する部会という機能も果たしていかないといけませんので、そういう意味からすると、刑務所とか救護施設から退所されて来られる方の受け皿の検討も含めて必要になりました時には会議をもう少し拡大してやっていかないといけないんじゃないかなという風な現状はございます。

今現在のところ、27年度でやってきた会議の回数としては出させていただいておりますけれども、今後必要性に応じてそれぞれの会議の役割を果たすために回数の検討や見直しをやっていくということになります。

- 会 長: 私もちょっと連携が難しいんかなという感じはするんですけれども、児童専門 部会の定例会はいいんですけれども、守口・門真のネットワークなんですけれど も、これも大事な会議だと思うんですけれども、定例会と推進連携会議が要する に児童部会として同じ目的を持って進んでいるのかという相互認識がここで持て るのかという、ちょっとバラバラにやっていてそれをこう集めて児童部会としま すというのは児童部会としての役割が担っていけないのではという感じがするんですけれどもそのあたりはいかがでしょうかね。
- 事務局: そうですね。確かに同じメンバーできちっと会議として統合して実施するという方法もありますけれども、事務局になっているところが、現在それぞれ違っていまして、定例会になりますのが、こども発達支援センターが事務局になっております。

それと守口・門真支援教育推進連携会議が守口支援学校が事務局になっておりますので、統合するのは難しいですが、守口・門真支援教育推進連携会議では、新しい障がい児への取組とか、地域で起こる課題とか、そういった広い視野で検討しなければいけない現状を、問題を発信して頂いている、社会情勢の変更もですけれども、そういうこともここで発信していただいているところがありますので、その発信を受けて定例会では、門真市としてどう取り組むかというところを門真市の現状に合わせた関係機関の中で検討していくというような連携体制は取れるかと思っております。

会 長: 事務局が違うということと、どちらにしても児童ですから18歳未満の子どもさん を対象に事業を進めていくかということになると思うので、どうしても定例会の 方は就学前を中心になっていくのかなというイメージはあるんですね、支援学校、 支援教育の方は学齢期の子どもさんというような、そのあたりを分断されずに連 携を取って一本化したような施策の進め方が担保されるようなところを留意して もらえればと思います。

E 委員: 先日、学校協議会というのがありまして参加いたしました。その時に子ども、18 歳以下、そして児童の計画相談とか、将来のことを連携を組まなければいけないと いうことが話題に出ていたんですね。ですからそういうことを考えて1つになった のかなと思います。内容的には全然違う内容かもしれませんが、最終的には連携を しましょうとなっていました。

会 長: よろしいでしょうかね。L委員さんどうですか?

L 委員: 残念ながら当事者というところでは、部会編成でこの表を見て、暮らしや権利やもう少し生活に密着した部会のテーマで話し合いが進められて、それを当事者に帰って来るものがこの協議会の中に1つくらいあってもいいのかなという期待を持って部会の編成を期待しておりましたが、この表が先に家に届いておりますので、難しかったのかなというところです。

児童専門会議にしても、どこの部会にしても、検討されている事が当事者に帰ってくる機会が無いのです。支援を検討しますと言われても、そのあと当事者に帰ってくることがほとんどないかなというところを今後の課題にもう少し取り組んでいただいて、各部会の皆さんが、昨年の会議のテーマをそのまま今年度の会議のテーマにならないように進めてくださったらいいのかなというのと、やっぱり差別解消部会にしても、各機関の方が当事者を抜いて部会編成をされることで、ほんとに暮らしぶりとか困りごとが分かってくださった検討がしっかりしてくださるのかが不安です。

以上です。

事務局: 今回市内7団体様に協議会の参画意向をお聞きしましたが、ほんとにみなさん 参加されたいということで、5団体が参加意向を示して頂けることになりまして、こちらからしましたら、たくさん参画して頂ける意向があるのだなと改めて認識した次第ですが、5団体いらっしゃるなら5団体さんから直接今後の協議会の参画の仕方ですとか、ご意向を聞く機会をしっかり持たせていただいて、その中でどういう風に今おっしゃったような各当事者の方にどのようにお返ししていくとかですとか、みなさんがお持ちの議題・課題につきまして、どういう形で集約させていただいたり、検討させていただいたり、部会との連携を図っていくかというようなあたりを、もう少しいろいろお聞きさせていただいて、そのあとで部会にどのように位置づけさせていただくかを検討させていただきたい、もう少し広い視野で検討していきたいと思いました。

会長: ありがとうございました。もうひとつ、当事者の参画についての話なんですけども、今から本格的に議論していくということなんですけども、資料1-2の精神保健福祉部会に精神障がい者の当事者の方が参画されていますね、この会のテーマとして、当事者の声を聞き問題解決に向けて活動するとか、介護保険との関係で問題とされていますけれども、高齢となっている当事者が安心して通える精神と高齢に対応できる施設サービスを考えるとか、当事者の声を聞くことがこの協議会

の最たる目的なんですね、ですからこの当事者の声を聞くということがもう少し早急に出来るシステムを考えていただければと思います。こういう形で各部会の中に当事者の方が参画するという方法もあるし、他市では公募で3障がいの当事者を募って当事者部会を設けてやっておられるところもあるし、方法はいくつかあると思いますが、どちらにしても当事者の声を聞く事が大事ですし、事例検討会を重ねて地域の課題を積み重ねていくことも大事であると思うんですね。どちらにしても当事者の声をいかに施策に反映させるかということがこの協議会の最たる目的だと思いますので、どうぞよろしくご検討の方お願いいたします。

会 長: 他に何かご質問等ございませんでしょうか。

そうしましたら、次の議題に移ります。

議題2、「障害者差別解消法の本市の取組について」、事務局の説明をお願い します。

事務局: 北倉でございます。

それでは、私より、議題2、障害者差別解消法の本市の取組について、ご説明させていただきます。

資料 2-1 と昨年 7 月の第 1 回目の本協議会でも配布いたしました A 3 サイズ 2 つ折りのリーフレットも合わせてご覧ください。

平成 28 年4月に施行されます、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」につきましては、障害者基本法の第4条に定められております「差別の禁止の基本原則」を具体化するための新規立法でございまして、この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としております。

「差別を解消するための措置」としましては2つのポイントがございまして、1 つ目は障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするというような「不当な差別的取り扱いの禁止」であり、国や地方公共団体等、民間事業者におきましては、法的義務となっております

次に、2つ目は車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをしたり、筆談・読み上げなどの障がい特性に応じた手段でコミュニケーションを行うなどの「合理的配慮の提供」であり、国や地方公共団体等におきましては、法的義務、民間事業者におきましては努力義務となっております。

この「合理的配慮の提供」につきましては、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思が示された場合には、負担になり過ぎない範囲で行うことが求められており、こうした合理的配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も差別に当たることになります。

この「不当な差別的取り扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」を実現するための具体的な対応としまして、国におきましては、「差別の解消の推進に関する基本方針」や行政機関等ごと、分野ごとに職員が適切に対応するための「対応要領」の策定が義務付けられており、地方公共団体での対応要領の策定につきましては、努力義務となっております。

次に、「差別を解消するための支援措置」としての相談・紛争解決でございます

が、障がいのある方と事業者との間で起こりうる差別的取り扱い等に関する相談の窓口としましては、人権問題等を所管する人権女性政策課と障がい福祉課が連携して対応することとなりますが、その後の事業者への助言・調整につきましては、現在、その機能を担える人材確保が難しいことから、人材確保と人材育成等の体制整備が今後の課題となります。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

お話が前後しますが、先程、地方公共団体での対応要領の策定につきましては、努力義務とご説明させていただきましたが、本市におきましては、4月の法施行に向け、現在、障がい福祉課と職員の服務規律等を所管する人事課、人権問題等を所管する人権女性政策課の3課で連携しまして、内閣府の対応要領や大阪府の対応要領の素案を参考に、本市独自の対応要領の策定に取組んでおり、先月実施しました、本市の当事者団体7団体へのアンケート調査でのご意見も反映させた対応要領が、資料2-2の「門真市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)」となります。

市職員の対応に関する相談窓口といたしましては、この資料2-2の対応要領(案)の2ページの第6条に記載させていただいている通り、まずは、各課での対応を基本としまして、各課に寄せられました相談等は、最終的には障がい福祉課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとしております。

また、7ページ以降の別紙、「対応要領に係る留意事項」の第6では、「合理的配慮の具体例」を記載させていただいておりますが、法施行時点において、すべてが実施可能とはなっておりませんので、今後、この留意事項に沿った対応に努めていく必要がございます。

尚、この対応要領(案)につきましては、本日のこの協議会におきましても、ご 意見をいただいた上で、今年度中に策定し、策定後は、本市の全職員に周知する とともに、所属長を対象とした研修も実施する予定としております。

障害者差別解消法の本市の取組についての説明は、以上でございます。

会 長: ありがとうございました。

ただいま、議題2、「障害者差別解消法の本市の取組について」、平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されることに伴う対応要領を中心にご説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

E 委員: 資料2-2の対応要領の第6条相談体制の整備の中で、人事課、人権女性政策課、 障がい福祉課とありますが、水道局総務課があるのはなぜですか。

事務局: 部局の違いです。

今回、作成した対応要領は市の職員向けの対応要領なのですが、水道局は部局 が違いますが、市の対応要領でいきますので、部局の代表として、水道局総務課 が入っております。

教育委員会も部局が違いますが、教育委員会ではこの対応について別に考えてい くということで、ここには入っておりません。

E 委員: 制度としては既にあったので、水道局はこの制度にのったということですね。

事務局: 対応要領としては、水道局はこの対応要領と同じもので対応していくということ

です。

E 委員: 何か、一般的に考えて、水道局が挙がっているのが場違いな気がしましたが、分かりました。

会長: 他、何かありますか。

※ 委員: 対応要領の内容をみたのですが、きっちりとした内容の理解は難しい。 各課の窓口での体制は、どのような感じで対応するのですか。

> 障がい福祉課では、障がいのある方の対応は分かっていると思いますが、それが、 人事課、人権女性政策課を含め、他の課で即対応できるのか聞きたいです。

> 障がい者差別について相談が有れば、各課に相談にきてもえたら相談に乗れるのか、やはり障がい福祉課にいってほしいとなるのか教えてください。

事務局: 6条に記載しています人事課、人権女性政策課、障がい福祉課、水道局総務課 そこには相談窓口がありますが、まず、要領の第4条に記載しているとおり所属 による相談、各課による対応になります。

職員の対応で障がいをお持ちの方から差別と言った話があった場合は、上記の相談窓口を利用する前に、まず、職員の所属課の中で対応していただくと周知します。

対応した結果、所属課と障がいをお持ちの方当事者同士で調整がつかないと言った場合は、必要に応じて人事課、人権女性政策課、障がい福祉課、水道局総務課が加わって対応していくという形になります。

【委員: 今までは、なかったことですね。それぞれの課が対応するのは。

事務局: そうですね、今までなかった形かもしれません。

今までも各課でその都度、対応していたと思いますが、対応要領をしっかり周知し、各課で対応していきます。

なお、集約については、障がい福祉課が行います。

市民の方から相談があったということで、障がい福祉課に情報が入るようにする、市民の方から何件の苦情・相談等があったと把握していきます。

К 委員: 障がい者が相談にいっても、対応する職員が障がいに対して理解があり、また 理解できる説明ができなければ、結局、分からない、障がい福祉課に相談に行く 可能性が高いと思います。

> 窓口があるから、障がい者が各課で相談に乗ってもらえると認識した上で相談 に行っても、結局、障がい福祉課に行くような形になるのではと思います。

本当にどのあたりまで対応できる、指導ができるのかと、ある程度対応を課できるようにする、そのために各課の職員の研修が必要と考えます。

1番私が心配になるのは、社会的障壁の除去がこの要領でいろいろ言われていますが、よくよく考えると社会的障壁は、行政の問題であると思います。

障壁を除去することは大事ですが、それ以外にも障がい者が困る問題はあります。

平成4年にバリアフリー化法が施行されて、施行された当時は、道路のバリア

フリーについて社会問題で取り上げられ、行政も積極的に取組んでいました。

しかし、これだけ期間が経つと、車いすでの通行には問題がある道路がでてきています。

バリアフリー化法が施行された当時は各議員も議会で質問していた、バリアフリー化法の完全な施行に向けて取組んでほしいと各議員がいっていたが、最近はそのような声もない。

ルミエールホールは、前から障がい者にとって利用しにくい、平成3年に建設されたルミエールホールは、バリアフリー化法施行前であるからという理由だそうですが、バリアフリー化法の内容には、バリアフリーがなされていない施設に積極的なバリアフリー化に努めさせる意味もあります。

現在もルミエールホールにおいては、バリアフリーがなされておらず、議会で 議員がなぜルミエールホールがバリアフリー化されないのかを質問してくれてい ます。

大ホールを使うためには、車いすの障がい者は独自で行けない、一番に大改装 が必要な施設であると思います。

障がい者が利用できないのであれば、これこそが障がい者が差別されている問題に繋がると思います。

あと、そもそも障がい者差別の意味が分からない。

障害者差別禁止法があり、その法律で成果がでていると考えていた。

しかし、障害者差別解消法ができたのは、禁止法とは一体何だったのか、禁止 法が守れなくて、それでも差別を解消するために新しい行政のジェスチャーとし て捉えている障がい者もいると思います。

禁止法でまだ差別があるから解消しましょうということで、障害者差別解消法ができた、障害者差別禁止法で差別を徹底的に無くすべきだったが、それができなかった、だから新たな方法として、障害者差別解消法がでてきた。

社会的障壁の除去は、行政が中心となって行わなければならない問題と考えます。

この要領では、予算的にお金が発生することはしなくていいと書いているが、 そこにも私は不満を持っています。

行政として、お金が発生してもやるべきことはきちんとやってほしいと思います。

会 長: 何か事務局に意見を求めますか。

K 委員: 他の課が言っていくことはない、障がい福祉課から各課に言ってほしい。

会 長: 他に何かありますか。

L 委員: 当事者からすると教育委員会やこどもに関する窓口が一つないと厳しい、小さい 子どもを連れて障がい福祉課までいけない。

ルミエールホールもそうなんですが、学校は、エレベーターが無いとか洋式トイレ等で合理的配慮が遅れています

知的障がい者には合理的配慮が目に見えにくいので、合理的配慮についてきちんと周知して理解してほしい。差別解消法についても周知し、理解してほしい。 当事者やその家族だけといった障がいに関係する人だけでなく、一般市民にもしっかり障害者差別解消法について周知してほしいです。 事業所も禁止法での対応やまた、虐待防止法や差別解消法ができて大変だと思いますが、障がい者が豊なくらしになるように繋げてほしいです.

障がい者が差別と感じたときにすぐに対応できる相談窓口を設置してほしいです。

差別があっても、相談機関が身近にないなら、みんな忙しいため、すぐに忘れてしまいます。

事務局: 対応要領の周知は、先程説明しましたとおりきっちりしていきます。

教育委員会も水道局も、対応する窓口の認識が必要ということで、要領の作成の 段階から人事課、人権女性政策課と共に統一的な対応ができるように、対応に差 異が無いように求めていますので、よろしくお願いします。

会 長: 私からも1点あります。

5条で懲戒処分等の規定がありますが、例えば、市が委託している相談支援事業 所、虐待は基幹相談支援事業所に委託していると思いますが、身近な相談機関にも 適用されますか。その辺はどうですか。

事務局: 対応要領については、職員の服務規定と同等のものになり、懲戒処分も市の職員 の基準になりまして、委託の事業者までは入っていません。

会 長: 逆に委託の相談支援事業所に相談もできないのですか。

事務局: 相談は、受けることはできますし、相談支援事業所から、障がい福祉課に伝えることで連携していきたいと考えております。

会 長: 相談にあたる機関としては、相談支援事業所も当たるということでよろしいです ね。

事務局: はい、そのとおりです。

事務局: 別紙の第1、不当な差別的取扱いの基本的な考え方の上から4行のところですか。

K 委員: はい、そこです。

事務局: ここにつきましては、障がいをお持ちだとういう理由だけで対応しないのは、 禁止ということを言っています。

障がいをお持ちなのでこの場所ではしませんとか、障がいをお持ちなのでこの 時間帯ではしませんとかそういうことです。 例えば、本人の面接とか本人から話を聞かせていただく場合に、本人によりよい条件で案内にすべきものがあっても、本人との時間が合わずできないとか他の正当な利用があれば、断ることはあるけれど、障がいだけを理由に対応しないことは禁止しますということです。

すいません、説明が難しくて。

K 委員: 役所用の言葉は、難しい。

私達には、なかなか理解できない。

ヘルパー制度のこととは、違いますね。

ヘルパー時間の制限で皆悩んでいる、あれも表現を変えれば、差別になる。

やりたいことが時間制限を受けているためにできない、やりたいことがあるけど、制限が有ってできない。

本当は、障がい者1人1人満足できるような細やかな心使いができる中身のある取組をして欲しいと思い聞きました。

以上です。

事務局: 他、何かありますか。

C 委員: 障害者差別法に関して行政は法的な義務を負う、社協も事業所であり、義務が 課されました。

まず、この法律について市民に関心を持ってもらうことが大切であると考えます。

例えば、現在、古川橋の自転車置き場に自転車のラックができていますが、17、 18 年前に、車いすマップを作った時は、そういう風なラックもなく、自転車が歩 道を塞いでいました。

自転車も 10 台、20 台といった数ではなく何百とあったと思いますが、車いすの 障がい者が自転車のせいで通れないのももちろんのこと、ベビーカーも通れない 状況であり、車いすマップの啓発とかのレベルでなかった。

だから、結果、マップを作っても意味はそれほどありませでした。

しかし、3,4年前に自転車のラックができてかなり改善された、道の幅は変わっていないので、皆が自転車をラックにとめたのだと思います。

ラックは、市民ではできない、行政が一定経費かけることに市民の協力を求め たうえで、差別がなくなるのが理想です。

この法律によりいろいろ予算化できる流れがあるならこの地域協議会の意見として、行政として予算化してほしいと思います。

ルミエールホールもそうですが、もっと軽微な物でもいいので、行政が率先して整備してそれを市民に周知することで民間にもつながると思い、民間もいろいろ整備していくのが本当に理想であると思います。

障がい福祉課からもこの法律を使っていろいろPRして予算化して、予算以上の効果を図ってほしいです。

会 長: 他にないようですので、次の議題に入ります。

議題3、「障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備について」、 事務局の説明をお願いします。

事務局: 橋でございます。

それでは、私より、議題3、障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備について、ご説明させていただきます。

失礼して座らせていただきます。

資料3をご覧ください。

まず、この事業の概要と目的でございますが、事業概要につきましては、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会や場、緊急時の受け入れや対応、専門性、地域の体制づくりといった、障がい者等の居住支援のための5つの機能を集約した多機能拠点整備型の地域生活支援拠点を整備するものでありまして、障がい者等や障がい者等を介護する家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組を構築することを事業の目的としております。

この拠点整備のイメージ図等につきましては、別紙の厚生労働省の資料から抜粋しました「地域生活支援拠点等の整備について」の通りとなります。

拠点整備につきましては、別紙の通り、厚生労働省が障がい者等の居住支援のための5つの機能を集約して整備する多機能拠点整備型又はグループホーム、相談支援事業所等が5つの機能を分担して居住支援を担う面的整備型の2つの整備手法を参考例として、イメージしておりまして、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、地域協議会の場等を活用して検討することとなっております。

北河内7市で比較した場合、人口規模に比べ、本市のグループホームや短期入 所等の社会資源は圧倒的に少ない状態となっておりますことから、本市としまし ては、既存の事業所等が機能を分担する面的整備型は困難と判断し、多機能拠点 整備型の地域生活支援拠点の整備を進めていきたいと考えております。

次に事業運営でございますが、施設の効果的な活用と効率的な運用を図り、より柔軟で質の高い、障がい福祉サービス等の実現を図るため、本市が保有する土地(門真市桑才新町860番2)を有償貸与し、事業所と協働して、施設設計した後は、民設民営方式による施設の建設及び事業運営を行うこととしております。

また、先程からご説明させていただいているように、本市では、グループホームや短期入所等の社会資源が非常に少ないことから、拠点の運営にあたりましての必須条件としまして、重症心身障がいや強度行動障がい者等への対応も可能なグループホームの整備と短期入所サービスの提供を行うことができることとしております。

最後に、事業実施までのスケジュールでございますが、平成 28 年度中に公募による事業者選定を行い、選定された事業者が、平成 29 年8月末までに国・大阪府等の社会福祉施設等施設整備費の補助金申請を行った後、平成 30 年度中に施設を建設し、平成 31 年4月から事業運営を開始する予定としております。

障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点の整備についての説明は、以上 でございます。

会 長: 議題3、「障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備について」 の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

K 委員: この桑才新町に建設する事業所の運営は、どこがするのか内定しているのですか。

事務局: 平成28年度中に公募による事業者選定を行います。

事業者の選定のために、選定委員会を設け、事業所を選定します。

会 長: 他に何かご質問、ご意見等ございませんか。

国が示している、多機能拠点整備型はあんまり、府下では聞かないのですが、他 市町村での状況はどうですか。

事務局: そうですね、先日北河内ブロック課長会議で当該拠点の話がでてきたのですが、 門真市を除いて、すべて面的整備型を検討しているとのことでした。

ただ、吹田市が、2,3年ほど前にくらしの場という生活支援拠点を建設し、その拠点の中で、グループホーム等を設置したと聞いております。

吹田市が、くらしの場という生活支援拠点を建設した時には、まだ、当該拠点の 話は出てきていなかったのですが、現在は、このくらしの場を当該拠点として活 用していくと聞いております。

北河内では、参考になる市はないですが、吹田が参考になる、吹田を参考にして、 当市の拠点の整備を図っていきたいと考えています。

会 長: 他ございませんか。

E 委員: 面的は複数の事業所が集まって運営する、多機能は、1つの決まった事業所が 多機能に求められる機能を運営し、他の事業所が協力すると考えていいですか。

事務局: そうですね、面的が、複数の事業所が相互に補完しながら運営する、多機能が1 つ決まった事業所が多機能に求められる機能を運営していきます。

E 委員: 例えば、多機能型で公募する場合に、かなり高い確率でどこかの事業所が落とす 予定があるのか、この公募の土地は、ジェイ・エスさんの裏の土地ですか。

事務局: そうですね、ジェイ・エスさんの裏の土地になります。

前にジェイ・エスさんの建物がありまして、建物の横に細い通路がありまして、 その細い通路を抜けますと、942.50㎡、300坪ほどの更地があります。

当該拠点の運営にあたっては、かなり高いスキルが求められる、公募でどれだけの事業者が手を挙げていただけるのかは、少し危惧しております。

E 委 員: 前に、ジェイ・エスさんもありますし、スキルのある事業者があれば可能と考えます。

会 長: 他ございませんか。

L 委員: 門真市が多機能拠点整備型にした理由は何ですか。

事務局: 先程も説明いたしましたとおり、北河内の各市に比べて、グループホーム、短期 入所が少ない、北河内にグループホーム、短期入所の定員がどれくらいなのかも 出したのですが、門真市が圧倒的に少なかった、また、この地域協議会の委員さ んや障がいを持ちの方からもグループホーム、短期入所の整備を図ってほしいと 要望を言われていたため、多機能型を新たに整備し、その核としてグループホーム、短期入所を考えました。 L 委員: 今の現状で、知的障がいの方々が、門真共生福祉会ジェイ・エスステージを一番初め、通過点で皆が利用できるようにということで、市のお金を使って建てたと聞いています。

しかし、実際契約になって特定の人が使われる事業所になった、また、1つの事業所でこのような拠点を作った場合、私の子どもは門真市外の事業所を利用しており、また、門真市の土地や保健福祉センターの2階のオールケアも他市の方も利用しており、私達のように門真市に住んでいる者が市外を利用している。

短期入所サービス使う時に、ジェイエスの短期入所は送迎が無い、親が迎えにいかなければならないため、実際ジェイ・エスを利用したくても、利用はできないという現状です。

そういう風な現状にまた、短期入所サービスを行う事業所が増える、市は送迎にお金を出すと言っても、事業所がお金をだしてもらっても送迎できない現状がある、行政がお金を出してくれても私達の暮らしには反映されないことが多いため、非常に心配です。

1つの事業所になると、その事業所を利用している人はずっと利用できる、他市の事業所に行っている人は、親が高齢になった後や親亡き後本当に利用できるのか、本当にこれでいいのか心配です。

皆さんもこれでいいのかしつかり協議していただけたらありがたいです。

会 長: 1つの事業所に集中する、これが狙いではあると思いますが、また、それによって弊害もでてくるという意見をL委員からいただきましたが、いかかでしょうか。 門真市のネットワークもかなり成熟してきており、そのネットワークを使ってやっていく、うまくフイットしたようなシステムを作っていく、ただ、グループホーム、短期入所の利用は契約型になっており、他市の方も利用できる、門真市民がみんな利用できるわけではない、そういう中で当該拠点を運営していく、当該拠点について、協議会の再編の中でよりよいものを作っていく、その中で拠点について議論してもらいたいと考えます。

K 委員: 拠点の施設ですが、900㎡以上の市の土地を市が直営でやるわけではない、民間 事業者に委託する、そこが建物も建築するんでしょうか?公募により決定する形 ですね。

事務局: そのとおりです。

K 委員: 市の保有地に事業者が建物を建てて行う形ですから、特定の事業所が特別の利益を得ないように綿密な審査を行ってください。

市の保有地を民間に貸すのに、事業者が特別の利益を得ないよう、過去にもあってこれからも有ったら困ります。

建築基準を含め、建物の建設をどういう方向で民間にやらすのかきっちりやって 下さい。

そういうことが2度と起こらないようにやって下さい。

会長: 他、何かありますか。

A 委員: その土地は、ジェイ・エスが運動会で利用していませんか。

事務局: 秋祭りで年1回、9月にジェイ・エスが利用しています。

これから、ジェイ・エスにも秋祭りで利用できなくなる旨伝えていきます。

A 委 員: よろしくお願いします。

会長: 他、何か、ありますか。

拠点については、いろいろ不安な声も出てきていますので、少し慎重に行ってください。

会 長: そうしましたら、議題4、「障がい者手帳(身体・精神)交付事務の府からの権 限移譲について」、事務局の説明をお願いします。

事務局: 橋でございます。

それでは、私より、議題4、障がい者手帳交付事務の府からの権限移譲について ご説明させていただきます。

失礼して座らせていただきます。

資料4をご覧ください。

まず、まる1の事務の概要でございますが、平成28年4月より大阪府から身体 障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳交付事務の権限移譲を受け、本市が 手帳の申請受付から交付まで行うこととなります。

次に、まる2の事務の流れでございますが、イメージ図の通り、現在は、全ての申請ケースについて、大阪府に進達を行っておりますが、権限移譲後は、大阪府に諮問依頼や判定依頼するケースを除き、本市にて、判定を行うこととなります。

次に、まる3の権限移譲によって充実する市民サービスの内容と期待する効果でございますが、身体障がい者手帳交付につきましては、約9割のケースにおいて、また精神障がい者保健福祉手帳の交付につきましては、約4割のケースにおいて、本市から大阪府への進達及び大阪府から本市への手帳の送付等に要する期間が不要となり、申請から交付まで期間短縮が可能となることから、市民サービスの向上に繋がるものと考えております。

尚、市民への周知につきましては、4月号の市広報紙に掲載する予定にしており、 市HPにも4月1日から掲載する予定にしております。

誠に簡単ではございますが、障がい者手帳の交付事務の府からの権限移譲についての説明は、以上でございます。

会 長: 議題4、「障がい者手帳(身体・精神)交付事務の府からの権限移譲について」 の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

会 長: それでは、次に、議題5、「その他」といたしまして、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局: 今年度の協議会は、これで終了いたします。

来年度も委員の方々には、2年目の任期としてご出席いただたきたく存じます。 もし、4月に異動等により、委員が変わられる場合がありましたら、新しく委 員委嘱を行う必要がありますので、委員の引き継ぎ及びご連絡をいただければ幸いに存じます。

来年度の会議回数といたしましては、今年度同様に、年2回、7月、2月の開催を予定しております。

会議の日程調整は新年度に入りましてから、行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

会 長: ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。

皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

(閉 会)